

意見提出者	個人
1. 項目	法務省が検討中のウイルス作成罪。
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	明確にパソコンなどに感染させて破壊と混乱の目的意思があり作成した者以外は罪に問うべきではない。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	サイバー犯罪に関する条約
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	企業・個人のプログラミングや意図せず感染した者への十分な配慮が必要。